

副市長・総務担当部長会議次第

日時：令和8年1月23日（金）13時00分～

場所：自治会館 2階 大会議室

- 1 開 会
- 2 来賓紹介
- 3 座長選出
- 4 議題審議 議題目次
 - (1) 新規議題（議題 1～15）
 - (2) 再提案議題（議題 16～27）
- 5 事務局報告事項
 - (1) 令和8年度長野県市長会事業計画（案）について 資料1
 - (2) 令和8年度長野県市長会歳入歳出予算（案）について 資料2
 - (3) 長野県市長会会議規則の改正（案）について 資料3
 - (4) 職場におけるカスハラ対策及び窓口開庁時間短縮の取組みについて
..... 資料4
- 6 県等からの施策説明
 - (1) 持続可能な消防体制に関する検討について 施策説明1
 - (2) ツキノワグマ被害対策について 施策説明2
- 7 その他
 - (1) 保育園の園庭等における芝生緑化のご提案について 当日配付
(長野県造園建設業協会)
- 8 閉 会

出席者名簿

長野県

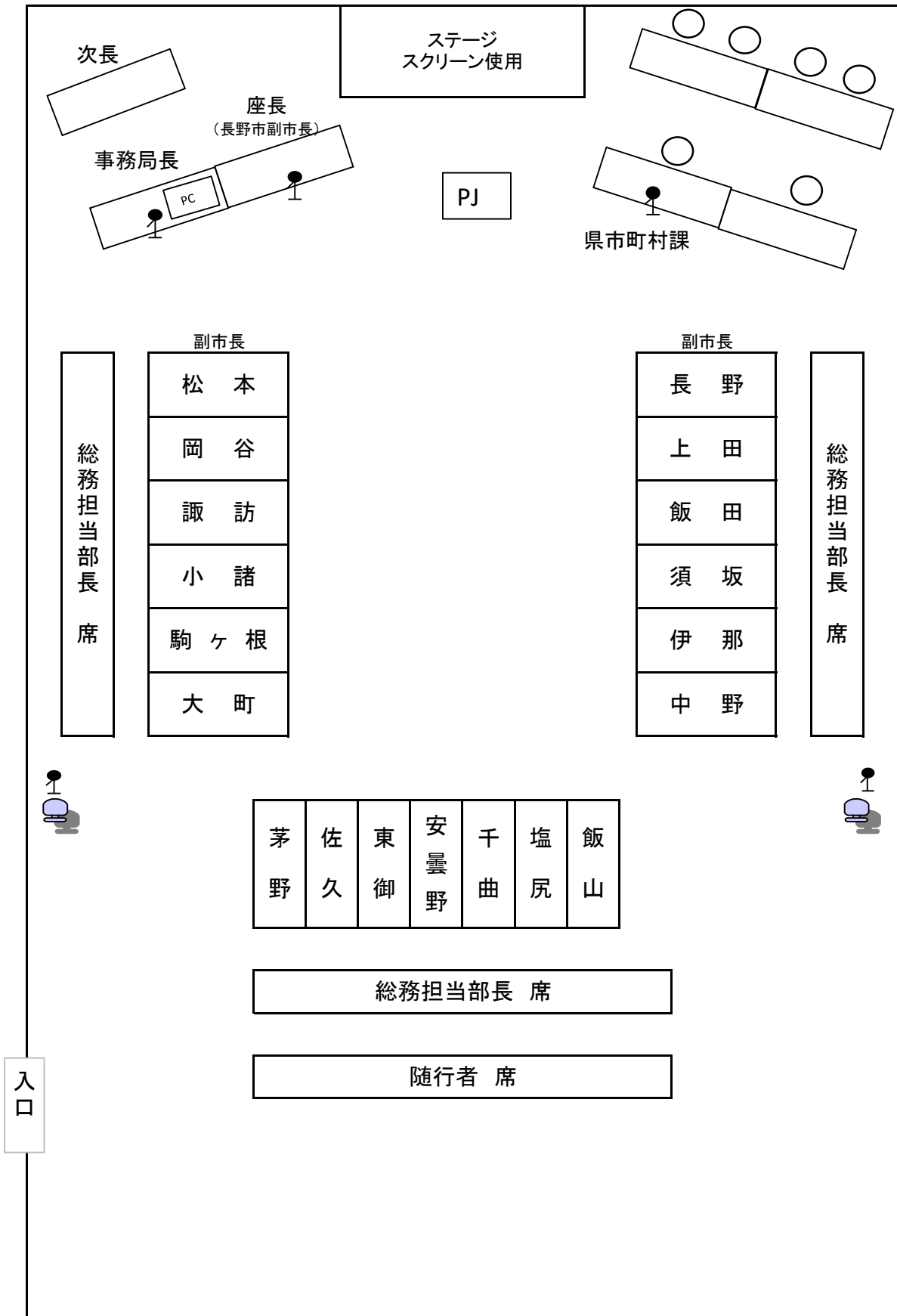
企画振興部 市町村課	課長	石澤彰郎	行政係長	土屋明久
			行政係主事	中沢悟

市長会

市名	職名	氏名	職名	氏名
長野市	副市長	西澤雅樹	企画課長	羽田稔
松本市	副市長	中野嘉勝	総合戦略局長	高野敬吾
上田市	副市長	小相澤隆幸	総務部長	小野沢和也
岡谷市	副市長	藤澤正	総務部長	帯川豊博
飯田市	副市長	高田修	総務部長	清水秀敏
諏訪市	副市長	後藤慎二	総務部長	松木克之
須坂市	副市長	中澤正直	総務部長	山岸和美
小諸市	副市長	田中尚公	総務部長	柳澤学
伊那市	副市長	伊藤徹	総務部長	城倉良
駒ヶ根市	副市長	小平操	総務部長	市村義美
中野市	副市長	竹内敏昭	総務部長	栗林淳一
大町市	副市長		総務部長	田中久登
飯山市	副市長	伊東ゆかり	総務部参事	木村裕之
茅野市	副市長	柿澤圭一	総務部長	森井潤
塩尻市	副市長	石坂健一	企画政策部長	太田文和
佐久市	副市長	畠山啓二	総務部長	東城洋
千曲市	副市長	大内保彦	総務部長	北澤武彦
東御市	副市長	掛川卓男	総務部長	井上祐一
安曇野市	副市長	(欠員)	政策部長	児林信治
事務局	局長	福田雄一	次長	小松善史

副市長・総務担当部長会議 会場

昼食12時～ 会議13時～
自治会館 2階「大会議室」



議 題 目 次

各市提出議題

議題総数 27 議題

【新規議題】 15 議題

○ 総務文教分野 7 議題

- 1 国勢調査における市区町村の負担軽減について
..... (飯田市)
- 2 e L - Q R を活用した公金収納の適用範囲の拡充について
..... (岡谷市、諏訪市、茅野市)
- 3 寒冷地手当の支給地域見直しに係る要望について
..... (岡谷市、伊那市、駒ヶ根市、佐久市)
- 4 税制改正に伴う地方税収減収に対する財源措置及び情報提供について
..... (茅野市)
- 5 公立義務教育諸学校の加配教職員配置基準の拡充について
..... (須坂市)
- 6 中学校部活動の地域展開における夜間照明施設整備の負担軽減について
..... (松本市)
- 7 特別支援学級の学級編制基準の見直しについて
..... (須坂市)

○ 社会環境分野 3 議題

- 8 子ども・子育て支援交付金における地域子育て支援拠点事業の基準額・補助率の引き上げについて (中野市)
- 9 条件不利地における高齢者福祉施設に対する支援の拡充について (中野市、飯山市)
- 10 共生型生活介護サービス費報酬の見直しについて (飯田市)

○ 経済分野 3 議題

- 11 国土調査結果反映の迅速化について (伊那市)
- 12 制度本来の趣旨に沿った農地中間管理事業の実施について (須坂市)
- 13 狩猟期間の拡大について (須坂市)

○ 危機管理建設分野 2 議題

- 14 消防等の公用車両に係るNHK受信料の免除について (佐久市、小諸市)
- 15 上下水道施設の老朽化対策や地震対策に対する支援の拡充について (長野市)

【再提案議題】 12 議題

○ 総務文教分野 4 議題

- 16 地域おこし協力隊員の活動に要する経費に対する財政措置の対象期間の拡大について …………… (東御市)

- 17 経営分離された並行在来線に係る新たな支援制度の創設等について …………… (長野市、上田市、小諸市、佐久市、千曲市、東御市)

- 18 地域鉄道安全性向上事業費補助金の拡充について …………… (上田市、小諸市、東御市)

- 19 路線バスに係る地域間幹線系統確保維持費補助金の拡充について …………… (上田市、岡谷市、諏訪市、茅野市)

○ 社会環境分野 5 議題

- 20 福祉医療費給付事業における県補助対象の拡大について …………… (塩尻市)

- 21 生活保護制度における基準生活費の夏季加算の導入について …………… (松本市、上田市)

- 22 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設について …………… (上田市)

- 23 行政処分等に伴う自立支援給付費等負担金の返還に係る制度の見直しについて …………… (長野市、須坂市、佐久市)

- 24 国の循環型社会形成推進交付金による市町村への財政支援について
……………（長野市、松本市、上田市、須坂市、伊那市、大町市、茅野市、
佐久市、安曇野市）

○ 経済分野 2 議題

- 25 産業用地整備促進税制の早期創設について
……………（上田市、茅野市）
- 26 長野県中小企業融資制度に関する見直しについて
……………（伊那市）

○ 危機管理建設分野 1 議題

- 27 水道事業広域化に対する国の補助金交付制度の見直しについて
……………（長野市・上田市・千曲市）

	<p>度からの廃止が検討されているところであるが、手当支給の公平性の観点から、支給地域の選定における気象庁公表のメッシュデータ使用の見直しと、支給地域の選定基準（寒冷地の定義）の見直しを求める。</p>
<p>現況及び課題等</p>	<p>総務省は、国と同様の措置を講じるよう各地方公共団体に通知したが、豪雪地帯の中野市は、地域の大半が最深積雪0cmと推定され、長野市は市役所庁舎所在地の平均気温が支給条件よりも摂氏0.1度高い推定で市全域が非支給とされた一方、近接する県庁所在地は支給官署とされるなど、不合理性が顕在化している。</p> <p>また、岡谷市は、市役所本庁舎所在地の最深積雪が支給条件よりも1センチメートル少ないとの推定で、諏訪広域圏内の市町村で唯一、市全域が非支給地域とされ、佐久市は寒冷地手当の地域区分が3級地である北海道内の市町と同程度の平均気温でありながら、最深積雪が支給条件に満たないとの推定で非支給地域とされた。</p> <p>単一地点のわずかな差で全市域を非支給とし、また積雪・寒冷どちらか一方の実態が顕著な地域においても、暖房用燃料費等の負担増があるという実態にそぐわない運用方法は、地方自治体の人材確保や人事管理にも影響が及びうるものであり、また、実際に普通交付税の交付額にも影響を及ぼしている。</p> <p>こうした状況を踏まえ、寒冷地の再定義付けが必要である。</p>
<p>関係法令</p>	<p>国家公務員の寒冷地手当に関する法律</p>

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化

- ・ 国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
- ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設
- ・ 財政的インセンティブの付与の規定の整備

（その他）

- ・ 地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
- ・ 居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
- ・ 認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設

※ 現行の介護療養病床の経過措置期間については、6年間延長することとする。病院又は診療所から新施設に転換した場合には、転換前の病院又は診療所の名称を引き続き使用できることとする。

② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- ・ 高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける

（その他）

- ・ 有料老人ホームの入居者保護のための施策の強化（事業停止命令の創設、前払金の保全措置の義務の対象拡大等）
- ・ 障害者支援施設等を退所して介護保険施設等に入所した場合の保険者の見直し（障害者支援施設等に入所する前の市町村を保険者とする。）

II 介護保険制度の持続可能性の確保

4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）

5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

- ・ 各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険間では『総報酬割』（報酬額に比例した負担）とする。



※ 平成30年4月1日施行。（Ⅱ5は平成29年8月分の介護納付金から適用、Ⅱ4は平成30年8月1日施行）

共生型サービスの基準・報酬（デイサービスの場合）

介護保険・障害福祉双方に、新たに共生型サービスを位置付け、介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けた事業所がもう一方の制度における指定を受けられるよう、基準の特例を設ける。

【現行】	障害事業所	介護事業所	課題
障害児者が利用	○	△ (例外扱い)	・障害給付の対象とするか否かは、市町村が個別に判断するため、地域によって取扱いに差(基準該当サービス)
高齢者が利用	× (給付の対象外)	○	・障害者が65歳になって介護保険の被保険者となった際に、使い慣れた障害福祉事業所を利用できなくなる

共生型のサービスを位置付け

【改正後】	障害事業所 	介護事業所 	改善事項
障害児者が利用	○ <障害報酬>	○ <障害支援区分に関わらず、 障害報酬は694単位> (共生型生活介護)	・指定制度になるため、市町村によって取扱いに差がなくなる ・障害報酬は、現行の基準該当サービスを参考に設定 ・その上で、障害児者へのサービスの質の確保ため、サービス管理責任者を配置する場合等は、+58単位
高齢者が利用	○ <障害報酬の水準を踏まえ、 介護報酬の93%> (共生型通所介護)(※)	○ <介護報酬>	・介護報酬は、概ね障害報酬の水準を担保 ・その上で、高齢者へのサービスの質の確保ため、生活相談員を配置する場合等は、+13単位

※障害高齢者のみならず、新規の高齢者も利用することが可能

* 対象サービスは、介護・障害福祉の①ホームヘルプサービス、②デイサービス、③ショートステイ、④(看護)小規模多機能型居宅介護(通い・泊まり)
* 給付は、これまでの通り、それぞれの制度からなされる

	<p>退の危機が生じている。</p> <p>地域間幹線バス路線は、特に高校生をはじめとする通勤通学の移動手段として重要な役割を果たしており、国・県の支援はバス路線を確保維持していくためには必要不可欠な支援となっている。</p> <p>当市では、本年9月に、大臣認定である上田市・青木村地域公共交通利便増進事業計画を策定し、利便増進事業として、幹線系統を含む赤字路線への公的支援拡充により路線バスの確保維持を図るとともに、ルート再編、パターンダイヤ化の導入、20時台の運行復活など利用者の利便性向上を図っている。</p> <p>【岡谷市、諏訪市、茅野市の実情】</p> <p>諏訪地域の路線バス岡谷茅野線は、地域間を結ぶ重要な公共交通であり、地域の生活を支え、観光振興でも重要な路線として、バス運行事業者が運行しているが、様々な影響から公的支援がなければ、路線バスの撤退が危惧されるところである。</p> <p>県民の足である地域路線の維持、存続を図るため、県地域間幹線系統維持費補助金の拡充をお願いしたい。</p> <p>長野県地域公共交通計画において、主要幹線については「鉄道・バスの幹線は、県が主体的に関与し、交通事業者や沿線市町村とも連携しながら維持・確保を図る」と位置付けられ、県においては、県地域間幹線系統維持費補助金により一定の支援が図られている。</p> <p>そうした中、岡谷駅・茅野駅間の諏訪広域圏を横断する地域の路線バス「岡谷茅野線」は、バス運行事業者が運行し、地域間の通学や通勤、通院や買い物等の移動手段として重要な「主要幹線」であるが、人口減少が進む中、安定した乗客数が見込めず、長引く物価上昇や労務費等の高騰により経営は厳しく、路線を維持存続するため、県補助金に加えて現在、沿線3市1町による財政支援を行っている。</p> <p>このような事例は、他圏域でも生じている全県的な課題であることから、県においては、広域的視点に立ち、地域に必要な路線バスの維持、存続に対して、主体的かつ積極的な関わりをお願いするとともに、県民益を守る地域路線存続のため、更なる県地域間幹線系統維持費補助金の拡充をお願いしたい。</p> <p>※現況及び課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者の減少「岡谷茅野線」 令和7年度:82,563人、令和6年度:98,548人、令和元年度:110,248人 ・運行収支の赤字分に対して沿線市町が支援 3市1町が走行距離割により按分
<p>関係 法令</p>	<p>地域間幹線バス路線確保維持費補助金交付要綱</p>

	<p>提出した。提案等に関する対応方針（令和7年12月23日閣議決定）に基づき、全国的な実態調査を実施した上で、関係府省庁との協議や他の国庫補助金の状況を踏まえて対応を検討し、2026年度中に結論を得る。その結果に基づき、必要な措置を講じることとしている。</p> <p>【佐久市】</p> <p>自立支援給付費の返還請求事案は、本市においても発生しており、返還額や事業者の状況によっては徴収が困難となる恐れがあり、国及び県への返還金を市が負担しなければならない事態も起こり得る。</p>
<p>関係 法令</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 ・ 児童福祉法 ・ 障害者自立支援給付費国庫負担金交付要綱 ・ 障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱

	<ul style="list-style-type: none"> ・し尿処理施設の移転改築工事における旧施設の解体撤去工事は、現地建替や工法が複雑になることから多額の費用が必要となる。 ・プラスチック使用製品廃棄物の一括回収は再資源化の促進や循環型社会の形成を推進・継続する上で重要であり、喫緊の課題である。 ・プラスチック使用製品廃棄物の分別収集に取り組むためには、新たな施設の建設や設備の導入のための財政支援が必要である。
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">現況及び課題等</p>	<p>【長野市 長野広域連合】</p> <p>ごみ処理施設を整備するに当たり、最終処分場など一部の施設整備に係る用地費、管理・計量設備、排水処理設備に係る建屋部分は交付対象外であることから、構成市町村において莫大な費用負担となる。また、施設を整備する市町村においては、施設の周辺環境整備に掛かる費用も交付金の対象外であり、その費用を一般財源で賄うことは、事業を実施する上で財政負担が大きく、懸念事項となっている。</p> <p>【松本市・塩尻市 松塩地区広域施設組合】</p> <p>松塩地区広域施設組合（松本市、塩尻市、山形村、朝日村で構成）では、新たなごみ焼却施設の建設計画の策定を進めている。新施設の建設には、建設候補地の決定及び地域住民の同意、理解と協力が不可欠であり、施設稼働まで長い期間と費用を要する。特に、地元対策の周辺環境整備に要する費用や既存施設の解体工事の一部は交付金の対象外であり、厳しい財政状況の中で構成市村の大きな負担となるため、より多くの事業が対象となるよう交付金の財政支援範囲の拡充が必要である。</p> <p>また、松本市が進めている最終処分場などの一部の施設整備に係る用地費、管理・計量設備、排水処理設備に係る建築物が交付対象設備となっていないほか、廃棄物処理施設の解体には、アスベスト・ダイオキシン類の飛散防止対策や、作業員のばく露対策、土壌汚染対策等高額な費用がかかるが、解体作業の交付対象範囲が限られているため、交付金による財政支援範囲の拡充が必要である。</p> <p>【上田市 上田地域広域連合】</p> <p>上田市、東御市、長和町、青木村の可燃ごみは、上田地域広域連合所管の3箇所の焼却施設（クリーンセンター）で処理しているが、いずれも老朽化が進んでいる。3クリーンセンターを統合した新たな焼却施設の建設を計画しており、財源として循環型社会形成推進交付金を見込んでいる。過去2度にわたり建設候補地の選定を行ってきたが、いずれも地元住民の同意が得られず断念せざるを得ない結果となっている。</p> <p>平成24年6月に広域連合が提案した建設候補地について、地域住民と協議しながら、上田市も広域連合と連携して取り組んできた。令和7年1月には環境影響評価を完了し、同年5月に、施設の建設地を決定した。現在は、事業者の選定に向けた取り組みを進めている。また、当市では、令和3年度から当該交付金を活用し、焼却ごみを削減する生ごみリサイクルシステムの構築を目指し、有機物リサイクル施設（生ごみ堆肥化施設）整備に向けた事業の検討を進めている。</p> <p>新施設が稼働するまでには相当の期間と費用を要すると考えられるが、厳しい財政状況にある市町村にとって、当該交付金は極めて重要な財源であり、計画に見合った所要額が確実に交付されなければ、事業の実施に重大な影響を及ぼす恐れがある。</p> <p>最終処分場の用地費のほか、住民理解を得るための振興事業に要する費用については交付金の対象となっていないほか、既存3クリーンセンターの解体・撤去等に係る費用は、交付金の対象が限定されており、大きな財政負担が生じることとなる。</p>

広域連合及び当市では「廃棄物処理施設整備計画」の趣旨に則り、新施設建設を契機として周辺の都市機能を整備し、新たなまちづくりを推進する方針であるが、財源確保が大きな課題となっている。

【須坂市】

「マテリアルリサイクル推進施設」の交付率は対象事業費の3分の1となっている。財源確保が大きな課題となっている。

【伊那市 上伊那広域連合・伊那中央行政組合】

不燃物・粗大ごみ処理施設「鳩吹クリーンセンター」は、平成28年度末をもって停止し既存施設と統廃合したため解体撤去が必要である。伊那中央行政組合（伊那市、箕輪町、南箕輪村）の運営するし尿処理施設「伊那中央衛生センター」は、老朽化により隣接地に令和9年度から稼働できるよう移転改築を進めている。解体工事には公共施設等適正管理推進事業債（除却事業）を活用予定であるが資金手当てのみとなっており、本体工事の起債償還に加え環境整備には特定財源がないことから、構成市町村に多額の費用負担が発生し行政運営への影響が懸念される。

【大町市 北アルプス広域連合】

大町市、白馬村及び小谷村の3市村によるごみ処理広域化を進めており、現在最終処分場の第3期埋立地の建設工事を予定しており、令和6年度から基本設計業務等に着手しており、令和8年度完成を目指し事業を進めている。廃棄物施設の建設にも環境影響等に十分配慮した施設整備が必要となり、設備の建設には多額の費用が必要となる。その財源を確保する上で交付金は、欠くことのできない制度であり、実施計画に見合った所要額が確実に交付されなければ3市村の財政に深刻な影響を及ぼす恐れがある。

【茅野市 諏訪南行政事務組合】

茅野市、富士見町、及び原村の可燃ごみは諏訪南清掃センターで処理しているが、老朽化が進み、更新時期を迎える中、今後、整備を進める必要がある。環境省の「ごみ処理広域化」の方針に基づき、組合内にある、2か所の不燃物処理施設（茅野市不燃物処理場、南諏訪衛生施設組合粗大ごみ処理施設）を統合し、新たなリサイクルセンターの整備を行い、令和3年10月に稼働した。旧施設は、老朽化のため解体を進める必要があるが、財源確保が課題となっている。

【佐久市 川西保健衛生施設組合】

新ごみ焼却施設「佐久平クリーンセンター」が稼働したことに伴い、2施設が閉炉となっている。内1施設は当該交付金の交付要綱の改正により交付対象となったが、残りの1施設は、交付対象とならないことから多額の解体工事費すべてを負担しなければならない。また、地域住民の同意を得ることが不可欠であり、周辺環境整備が必要となる。

【安曇野市 穂高広域施設組合】

新ごみ処理施設が令和3年3月から本格稼働となり、管理面及び景観の観点から廃止となった旧廃棄物処理施設の解体を速やかに進めることが必要となっているが、財源確保が大きな課題である。交付金対象要件の拡充を強く要望するとともに、さらには実施年度においては実施計画に見合った交付金を交付していただくよう要望する。

関係
法令

廃棄物の処理及び清掃に関する法律
循環型社会形成推進交付金交付要綱

議題25

区分	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 再提案 (R7・8・28 第157回総会；上田市、茅野市)		
種類	<input type="checkbox"/> 現行制度の改善又は拡充を求めるもの <input checked="" type="checkbox"/> 新たな施策の要望又は提案を求めるもの <input type="checkbox"/> 特に市町村への財政支援策等を求めるもの <input type="checkbox"/> その他 ()	分野	<input type="checkbox"/> 総務文教 <input type="checkbox"/> 社会環境 <input checked="" type="checkbox"/> 経済 <input type="checkbox"/> 危機管理建設
要望先	<input checked="" type="checkbox"/> 国	担当省庁	経済産業省、財務省
	<input checked="" type="checkbox"/> 県	担当部局課室	産業労働部産業立地・IT振興課
	<input type="checkbox"/> その他	名称	
件名	産業用地整備促進税制の早期創設について		
提案市	上田市、茅野市		
提案要旨	<p>産業用地に対するニーズが高まる中で用地整備を迅速化するため、自治体による用地整備と同様に、自治体と連携した民間事業者による用地整備においても、地権者が土地を譲渡した際の売却益の一部について所得控除を設ける産業用地整備促進税制の早期創設を要望する。</p> <p>併せて、県においても産業用地整備促進の取組みを市町村と協力・連携して進めるとともに、制度創設に向けた国への働きかけを要望する。</p>		
提案理由	<p>産業用地の確保を希望する事業者が増加傾向にある一方で、分譲可能な産業用地は不足しており、用地造成を促進する必要がある。</p> <p>これまで産業用地造成は、自治体や土地開発公社が主体となって造成してきたが、自治体主導の造成は困難となっており、現在、自治体と連携した民間事業者による用地整備にメリットがあるとされている。</p> <p>しかしながら、自治体が地権者から土地を取得する場合は所得控除がある一方で、民間事業者が土地を取得する場合には同様の措置が無いことから、こうした手法の用地造成事業に支障をきたしている。</p> <p>地権者交渉の円滑化、産業用地の迅速な供給により、地域経済に波及効果をもたらすため、自治体と連携した民間事業者による用地整備においても、税制優遇を要望するものである。</p> <p>併せて、交付税措置等の地方財源に影響しない制度設計を要望する。</p>		
現況及び課題等	<p>経済産業省は、令和7年度税制改正において、産業用地整備促進税制の創設を要望していた。しかし、令和7年1月6日付にて、昨年末に公表された税制改正大綱への記載が見送りとなり、令和7年度には措置されない旨が同省から通知された。</p> <p>令和8年度度税制改正においても経済産業省から継続して要望がなされている。産業構造審議会において「(産業用地開発のため)あらゆる土地の確保手段を検討して行く必要がある」との意見が出される中、具体策として本税優遇措置の拡大が示された。</p> <p>提案市においては、地域未来投資促進法等を活用して、民間事業者が用地整備計画を進めている。しかし、国の制度による地域牽引事業であるにもかかわらず、事業主体が異なるだけで地権者の取り扱いに差が出るため、譲渡所得の課税が円滑な用地交渉を阻んでいる。</p>		
関係法令			

